

国民健康保険ご加入の皆さんへ

# 人間ドックの料金を一部助成します



**申込期間** 4月11日(火)～ ※土日、祝日を除く  
**8時30分～17時15分**  
**受診期間** 5月8日(月)～令和6年2月29日(木)  
**申込方法** 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、  
**電話による受け付け**とします。  
**申込み** 市民課 保険年金 G ☎ 73-8015

**定員** 先着 220人  
**注意** 点  
 ・人間ドックと市民健診(集団・個別)の両方を受診することはできません。  
 ・受診日に国民健康保険の資格がない場合、助成はありません。  
 ・重複および国民健康保険資格喪失後に受診した場合、助成額を返還していただくことがありますので、ご了承ください。

**対象** 20歳以上の国民健康保険加入者  
 ※国民健康保険税の滞納者を除く。  
**助成額** 各ドック料金の7割(上限2万5,000円)

▼個人負担金一覧 ※助成適用後の金額です

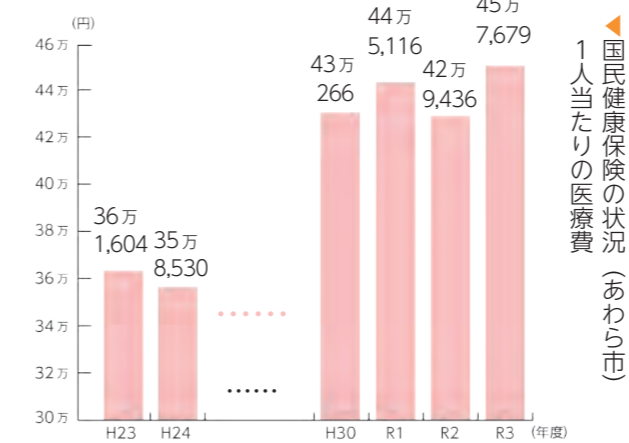
医療機関	1日ドック	2日ドック	脳ドック(特定健診も含む)	1日ドック・脳ドック	2日ドック・脳ドック	1日ドック・PET-CT	2日ドック・PET-CT
済生会病院	男 2万100円 女 2万3,400円	3万8,800円 4万2,100円	2万4,500円	5万8,600円 6万1,900円	7万7,300円 8万600円	11万300円 11万3,600円	12万9,000円 13万2,300円
春江病院	2万100円	4万500円	1万9,000円	5万3,100円	7万3,500円		
坂井市立三国病院	1万6,910円	3万9,955円	8,801円	4万4,916円	6万7,961円		
福井総合クリニック	男 1万3,000円 女 1万6,000円			4万3,000円 4万6,000円			
木村病院	男 1万4,600円 女 2万1,200円	4万1,000円 4万7,600円					
光陽生協クリニック	男 1万470円 女 2万2,740円	3万4,840円 4万7,710円					
福井県労働衛生センター	1万9,000円						
福井赤十字病院	男 2万100円 女 2万3,400円			5万3,100円 5万6,400円			
福井県立病院	2万100円						
松原病院			9,900円				
福井厚生病院	2万650円						

**注意**  
 ・各医療機関の受け入れ人数には限りがあります。(先着順)  
 ・事前に市への申し込みがない場合は、助成を受けることはできません。  
 ・新型コロナウイルス感染症の状況によっては、検査項目の一部中止や受診できない場合があります。  
 ・医療機関によっては、金額が変更となる場合があります。  
 ・検診内容は各医療機関によって異なります。詳細は、市のホームページをご覧ください。

# 加入者一人当たりの医療費が増えています

国民健康保険加入者一人当たりの医療費は、平成23年度には約36万円でしたが、高齢化や医療の高度化により、令和3年度には約45万円と大きく増加しています。

国民健康保険は、病気やけがなどをしたとき、安心して医療を受けられるよう、加入者がお互いに負担し合い、健やかな暮らしを支えるための相互扶助の医療制度です。一人一人が医療機関の適正受診を心掛けることで、医療費の抑制につながります。



**■ 重複受診はやめましょう**  
 同じ病気で複数の医療機関を受診する「重複受診」は、同じような検査や処置が行われて費用がかかるだけでなく、投薬や注射などを繰り返すことで、体への負担や副作用も心配されます。自分や家族の健康状態を把握してくれる、かかりつけ医がいると安心です。

**■ ジェネリック医薬品について医師に相談しましょう**  
 ジェネリック医薬品は、新薬の特許期間が終わり、同じ成分・効能で売り出される安価な医薬品です。ジェネリック医薬品は、全ての薬に存在するわけではないので、一度医師に相談してみましょう。

**■ 特定健診を受けましょう**  
 医療費の多くは、高血圧や高血糖などの生活習慣病の治療で占められています。生活習慣病は自覚症状がなく重症化しやすいため、特定健診やがん検診を受けて、早期発見・早期治療に努めましょう。また、日ごろの生活習慣の見直しやバランスの取れた食生活、適度な運動を心掛けましょう。

**■ 休日や夜間の受診を見直しましょう**  
 休日や夜間の受診は、割増料金がかかり医療費の増加につながります。また、急病人の治療に支障を来す恐れもあります。日ごろから自分や家族の健康状態を把握し、体調が悪くなったら早めに受診しましょう。

**■ 交通事故などで国民健康保険を使用するときは必ず届出を!**  
 交通事故など、他人(第三者)に負傷させられ、保険証を使って診療を受ける場合、医療機関に申し出をするとともに、保険者(あわら市)への届出が必要です。事情によっては保険給付が受けられなかったり、制限される場合があります。  
 また、医療機関の診療報酬明細書(レセプト)などから、第三者行為による負傷が疑われる場合、対象者に「負傷原因照会書」を送付し負傷の原因を確認することがあります。

## こんなときは14日以内に届出を!

春は転入や転出、就職や退職など、異動の多い季節です。それに伴い、健康保険の手続きも必要となります。右の表に記載の「こんなとき」に該当する場合は、その日から14日以内に必ず届け出をしてください!

### 届け出が遅れるとトラブルの元に!

- ▶ 国保の保険税をさかのぼって払わなければならないことがあります。
- ▶ 国保の保険税と職場の健康保険の保険料を二重に支払ってしまうことがあります。
- ▶ 医療費を全額自己負担しなければならないことがあります。

※平成28年1月からマイナンバー(個人番号)の利用が開始されたことに伴い、国民健康保険の各届出にマイナンバーの記載が必要です。



こんなとき	持ち物(マイナンバーカードまたは通知カードは必須)	
国保に入る	他市町村から転入してきたとき	他市町村の転出証明書、本人確認書類
	職場の健康保険をやめたとき(被扶養者でなくなったとき)	職場の健康保険をやめた証明(被扶養者でない理由の証明書)、本人確認書類
	子どもが生まれたとき	国保の保険証、母子健康手帳
国保をやめる	他市町村へ転出するとき	国保の保険証、本人確認書類
	職場の健康保険に加入したとき	国保の保険証、職場の保険証(未交付の場合は加入を証明するもの)、本人確認書類
	死亡したとき	国保の保険証
その他	住所(市内)・氏名・世帯主の変更	国保の保険証、本人確認書類
	世帯の分離・合併	国保の保険証、本人確認書類
	就学のため、別に住所を定めるとき	国保の保険証、在学証明書または学生証、本人確認書類
	保険証の紛失による再交付	本人確認書類

※本人確認書類…運転免許証、マイナンバーカードなど